

令和7年度

20メートル型巡視艇定検修理  
(2025-No. 2)

第一管区海上保安本部

## 第一章 一 般

1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施行し、所要の検査に合格しなければならない。

また、検査に関する手続きは請負者が行い、その検査申請に当たっては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶技術課に提出するものとする。

2 この修理の施行に当たっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。

3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。

4 請負者は、受検日程等を記載した工程表を検査職員及び船舶技術課に提出し、その承認を受けなければならない。

5 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。

6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。

7 この修理期間中請負者は、本船の自活用の電力及び飲料水を供給するものとする。

なお、その使用料については、協議のうえ別途契約するものとする。

8 この修理期間中請負者は、修理のために、ほう炊及び居住のための代替施設の必要がある場合には供給するものとする。

9 引渡期限 令和7年5月28日

但し、修理開始日は 令和7年5月12日 以降とする。

修理のための基地出港日は 令和7年5月10日 以降とする。

10 図書及び検査記録等提出期限は、令和7年6月27日 とする。

11 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

## 第二章 船体部

※ 本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

### 1 船体上下架

#### (1) 主要目

総トン数	26トン
全長	19.60m
幅	4.50m
深さ	2.30m

#### (2) 滞架日数

本修理にかかる滞架日数は、5日とする。

#### (3) 要領等

上架要領図を参照のうえ入念な盤木調整を行い、安全確実に上下架を実施する。

### 2 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示するほか、次の防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後、同処置を撤去のうえ掃き掃除を行う。

#### (1) 各室床

ビニールシートでカバーする。(各出入口踏板部を含む。)

操舵室 約8㎡

乗員室、調理室 約9㎡

#### (2) 各階段

ビニールシートでカバーする。(階段付手摺を含む。)

操舵室～乗員室 1箇所(約3㎡)

#### (3) 各室椅子、ソファ、テーブル

ビニールシートでカバーする。

操舵室椅子 6脚

乗員室長椅子 3個

乗員室テーブル 1個

### 3 船底外板

船底外板(舵、シャフトブラケット等の付加物及びシーチェスト等内を含む。)について、次の清掃、塗装等を行う。

整備に必要な足場の架設、撤去は付帯とし、整備により生じたかき殻類は適法に処理する。

#### (1) 清掃、清水洗い 約93㎡

塗分線下外板

#### (2) 塗膜不良部手入れ 約9㎡

ディスクサンダーによる。

(3) 塗装

プライマー	エポキシ系	タッチアップ1回	約10㎡
A/C	エポキシ系	タッチアップ2回	約10㎡/回
A/F	加水分解型	タッチアップ1回	約10㎡
A/F	加水分解型	総塗装 1回	約93㎡

(4) 表示

喫水マークの表示 2回 一式

(5) その他

ア シーチェスト（1個）及び海水吸入口（3個）付格子は取外し、手入れ、塗装後復旧する。

イ 塗装は塗料メーカーが定める塗装要領等に従い施工し、A/Fの膜厚は1年仕様とする。

ウ 使用塗料（船舶安全法施行規則第65条に適合するもの）の製造所、製品名、製造年月日を明記した報告書を2部（本部1部、本船1部。以下同じ。）提出する。

(6) 防汚処置等

ア 清掃及び塗装中におけるプロペラ翼及び同軸の防汚処置は十分に行う。

イ 排水管の木栓による閉鎖等、排水による外板の水漏れ防止を行う。

4 船側外板

船側外板について、塗分線上（約59㎡）の清掃、清水洗いをを行う。

5 板厚計測

建造後23年以上を経過した定期検査時につき、船体中央部0.4L間の適当な3断面（34箇所）において外板、甲板等の板厚を計測し、受検する。

塗膜剥離箇所の手入れ塗装は付帯とし、計測記録表2部（1部本船渡し）を提出する。

6 船底保護亜鉛

次の船底保護亜鉛について目視確認し、残厚70%未満のものを認めた場合は監督職員及び第一管区海上保安本部警備救難部船舶技術課へ速報する。

記録書を2部提出する。

ガードリング、ガードプレート等の取外し、復旧（手入れ塗装は3項目に含む。）は付帯とし、ボルト取付部はパテ埋めする。

指示する保護亜鉛3個の導通確認を行う。

舵板	150×70×20	（規格品）	4個
船尾管内	150×70×20	（規格品）	2個
シーチェスト	150×70×20	（規格品）	1個
トランサム	300×150×30	（規格品）	8個

## 7 清水タンク

清水タンク（置タンク300リットル 1個）

- (1) マンホールを開放し、清掃、乗員による点検、マンホールパッキン（ネオプレーン 5t）取替え、復旧する。
- (2) タンクに清水を補給する。
- (3) 水質検査（一般細菌検査を含む）を受け、検査成績書を2部提出する。

なお水質検査は、タンクに清水補給して24時間経過後、清水ラインに十分通水させて採水した清水にて行う。

## 8 汚物管

- (1) 船用便器（日発ジャブスコ製 電動マリントイレ24V）1個及び汚物管（32A×1.5m）1本を取外し、解放、清掃、点検、復旧する。

洗浄水の適法処理を付帯とする。

- (2) 汚物管付波止弁（32A）1個を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ、フランジパッキン（ネオプレーン3t）取替え、復旧する。

## 9 舵

両舷舵（平衡吊下げ舵×2）を拔出し、清掃手入れ、舵軸・軸受間隙計測を行い、受検、復旧する。

## 10 膨脹式救命筏

膨脹式救命いかだ（第2種 藤倉ゴム工業製 FRN-A-6 1個 1996.4 製造）1台についてサービスステーションによる法定整備（点検、整備、試験、記録の作成）等を行う。

- (1) 外観展張点検
- (2) 漏洩試験
- (3) 実ガス膨脹試験
- (4) 耐圧試験
- (5) 荷重試験
- (6) 安全弁試験
- (7) 自動離脱装置作動試験
- (8) 回収及び積み付け点検
- (9) 自動索及び補助もやい網の取替え
- (10) ウィークリンク交換
- (11) ガスボンベ交換

## 11 閉鎖装置等

閉鎖装置、排水装置、船灯類、索類、航海用具、錨、錨索、消火装置、その他定期検査の受検準備（点検等）、受検及び復旧を行う。

索類及び航海用具（膨張式救命胴衣を含む）の受検準備、復旧は乗員作業とする。

## 12 図書

本仕様に基づく船体の整備、計測記録等（各項目写真表含む）を取りまとめて製本したファイル2部及び製本したファイルをPDFへ変換した電子データ及び写真データを書き込んだディスク2部を提出する。

## 13 諸修理

下記項目について、現状確認のうえ、修理方法等を検討し、第一管区海上保安本部警備救難部船舶技術課担当官へ速報する。

- ・汚水ポンプ

### 第三章 機関部

※ 本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

#### 1 主機関自主整備（右舷機 2 Y 4 Y 左舷機 2 Y 6 Y）

（主機関）

製造所、型式：MAN社 D 2 8 4 2 L Y E

（逆転減速機）

製造所、型式：日立ニコトランスミッション社 MGN 2 5 3

両舷主機関（付属品を含む。以下「主機関等」という。）について、海上保安庁の高速機関整備に関する技術審査に合格した整備業者により次の整備を行う。

別紙の部品（本船支給）を取替える。

##### （1）清水冷却器（2 Y）

開放、清掃、点検、組立調整（圧力試験、温度調整弁点検、サーモスタット動作確認を含む）、復旧、キャップ・ベース交換

##### （2）海水ポンプ（2 Y 右舷機）

開放、清掃、点検、組立調整、復旧

##### （3）ビルジポンプ付海水ポンプ（2 Y 左舷機）

開放、清掃、点検、組立調整、復旧

##### （4）燃料噴射弁（2 Y）

開放、清掃、点検、組立調整、復旧

##### （5）シリンダ（2 Y）

圧縮圧力点検、計測

##### （6）動弁装置（2 Y）

タペット点検、調整

##### （7）空気冷却器（2 Y）

開放、清掃、点検、組立調整（圧力試験を含む）、復旧

##### （8）潤滑油冷却器（4 Y）

開放、清掃、点検、組立調整（圧力試験を含む）、復旧

##### （9）始動用電動機（4 Y）

開放、清掃、点検、組立調整（絶縁抵抗測定、絶縁補修を含む）、復旧

##### （10）過給機（4 Y）

開放、清掃、点検、組立調整、復旧

##### （11）Vベルト（4 Y）

点検、交換

##### （12）ブルカン継手（4 Y）

点検

(13) 逆転減速機潤滑油冷却器 (2 Y)

開放、清掃、点検、組立調整、復旧

(14) ピストン頂部 (6 Y)

内視鏡による頂部を点検

(15) その他

ア 乗員が行う係留運転及び海上運転に立会い、各部良態を確認する。

イ 整備記録表を2部(本部1部、本船1部。以下同じ。)提出する。

## 2 軸系

製造所、型式 : かもめプロペラ 3翼FPF

プロペラ : 直径770mm、重量約87kg

プロペラ軸 : プロペラ軸 90φ×5.04m

※両舷軸系装置について、次の整備を行う。

(1) プロペラ

清掃(バフ仕上げ)、点検

(2) プロペラ軸

ア 清掃、点検

イ 保護陽極(本船支給)取替

保護陽極(アルミニウム) 125φ×60φ×143L (パッキン付) 2個

(3) 防汚塗装

ア バフ仕上げ等の後、プロペラ及びプロペラ軸に防汚塗料(ベルボトムプロペラ用セット又は相当品1組/軸)塗装する。

イ 塗装要領は、塗料添付使用説明書による。

(4) 整備記録表は2部(本部1部、本船1部)提出する。

## 3 ビルジポンプ

左舷主機関付ビルジポンプ及びウイング式ビルジポンプ(手動)について、清掃、点検、効力試験を受検する。

なお主機関付ビルジポンプの整備については、本仕様1項目にて実施する。

## 4 船底弁

次の船底弁を取外し、開放、清掃、摺合せ、受検、グランドパッキン及びフランジパッキンを取替え、復旧する。

(1) 主機関用(左右舷・非常用)	65A	3個
(2) 補助発電機用	25A	1個
(3) 消防ポンプ用	125A	1個
(4) 衛生用	25A	1個
(5) 軸封装置冷却水通水弁用	15A	2個



## 5 燃料油タンク

燃料タンク (1,350 ℓ × 2 個)

### (1) 燃料タンク

- ア マンホール (600φ) を開放、内部点検、組立、調整、復旧、受検する。
- イ 残油約 1,600 ℓ の陸揚げ、保管、積込み及びマンホールパッキンを取替える。  
耐油性マンホールパッキン D600 2枚 (請負造船所手配)  
燃料タンク内のガスフリー、ガス検知を行い、安全を確認する。

### (2) 燃料タンク諸弁

次の弁を開放、清掃、摺合せ、復旧する。  
非常遮断弁は動作試験を実施し効力により受検する。

- ア 非常遮断弁 40A 2個
- イ 液面計取出し弁 1/2B 2個
- ウ ドレン弁 25A 2個

## 6 効力試験

効力試験を受検する(操作は乗員)。

なお、両舷主機関は運転時間が短いため、稼働時間の短い船舶の機関の検査を申請し、効力試験にて受検する。

### (1) 主機関

### (2) 補助発電機

### (3) その他指示のあった事項

## 7 図書

本仕様に基づく機関部、電気部の整備、計測記録等 (各項目写真表含む) を取りまとめて製本したファイル2部及び製本したファイルをPDFへ変換した電子データ及び写真データを書き込んだディスク2部を提出する。

主機関整備部品表

別紙

	部 品 名 称	部品番号	単位	数量	備 考
1	補給口取付パッキン	028-W10-70698	個	4	
2	補給口取付ベース	51.06111-6006	個	2	
3	補給口蓋	51.97141-0022	個	2	
4	圧力弁取付ベース	51.06111-5003	個	2	
5	レリーフバルブ	51.97141-0020	個	2	
6	海水ポンプ出入口パッキン	51.96601-0484	個	3	
7	海水ポンプカバーパッキン	50.06901-0098	個	1	
8	O-リング φ75×3	06.56343-2241	個	1	
9	羽根車(海水ポンプ)	50.06506 0073	個	1	
10	メカニカルシール	50.06520-0061	個	1	
11	オイルシール	50.96501-0426	個	1	
12	油逃がし板	50.90720-0149	個	1	
13	軸受	06.31480-7675	個	1	
14	海水ポンプ偏心リング	51.06501-0245	個	1	
15	海水ポンプ摩耗防止プレート	50.06520-0062	個	1	
16	海水ポンプカバー	51.06512-0035	個	1	
17	海水ポンプ取付パッキン	51.06901-0124	個	1	
18	海水ポンプ用サークリップ	50.90815-0027	個	1	
19	海水ポンプ用サークリップ	50.90815-0028	個	1	
20	海水ポンプ出入口パッキン	51.96601-0484	個	3	
21	海水ポンプカバーパッキン	50.06901-0098	個	1	
22	O-リング φ75×3	06.56343-2241	個	1	
23	羽根車(海水ポンプ)	50.06506-0073	個	1	
24	メカニカルシール	50.06520-0061	個	1	
25	オイルシール	50.96501-0426	個	1	
26	油逃がし板	50.90720-0149	個	1	
27	軸受	06.31480-7675	個	1	
28	海水ポンプ偏心リング	51.06501-0245	個	1	
29	海水ポンプ摩耗防止プレート	50.06520-0062	個	1	
30	海水ポンプ取付パッキン	51.06901-0124	個	1	

31	羽根車(ビルジポンプ)	50.06506-0091	個	1	
32	パッキン	50.06901-0100	個	1	
33	海水ポンプ仕切板	50.90710-0297	個	1	
34	ビルジポンプ偏心リング	51.06501-0244	個	1	
35	ビルジポンプ摩耗防止プレート	50.06520-0063	個	1	
36	海水ポンプ用サークリップ	50.90815-0027	個	1	
37	海水ポンプ用サークリップ	50.90815-0028	個	1	
38	補給口パッキン	51.96601-0313	個	2	
39	ボンネットカバーパッキン	51.03905-0165	個	24	
40	燃料噴射弁用パッキン1.0M/M	51.98701-0065	個	24	
41	二重パッキン	51.96501 0348	個	24	
42	銅パッキン	06.56180-0709	個	8	
43	圧力調整シム	81.11308-0019	個	24	
44	池貝スーパークーラント	6ZSUPER-COOLANT	個	2	
45	潤滑油濾器取付パッキン	51.05901-0098	個	1	
46	冷却水管取付パッキン	51.96601-0490	個	1	
47	ホースφ75	51.96301-0114/01	個	1	
48	パッキン	06.56254-6302	個	2	
49	パッキン	51.05902-0048	個	1	
50	パッキン	51.05901-0146	個	1	
51	パッキン 26×48×1.0	06.56254-2203	個	4	
52	軸受	81.93401-0013	個	1	
53	圧縮バネ	81.97602-0320	個	1	
54	O-リング	81.96501-0472	個	1	
55	カーボンブラシセット	81.25921-6051	個	1	
56	ブッシュ	81.93020-0427	個	1	
57	ニードル軸受	81.26215-6009	個	1	
58	軸シール	81.96501-0575	個	1	
59	圧縮バネ	81.97601-0659	個	1	
60	パーツキット	5336-711-0006	個	2	
61	パッキン 26×52.5×11×1.5	51.96601-0383	個	2	
62	パッキン 12×38×11×1	51.96601-0386	個	2	



## 第四章 電気部

※ 本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

### 1 電線

電気機器及び電路の絶縁抵抗を測定し、受検する。

なお、露出金属部及び金属被覆の接地確認を含む。

{記録表2部(1部本船渡し)提出}